

平成24年度鎌ヶ谷市男女共同参画推進懇話会第4回会議録

日 時 平成24年11月9日(金) 10:00~11:15
場 所 鎌ヶ谷市役所6階第4委員会室
出席委員 内海崎委員、平田委員、坂本委員、鈴木委員、長池委員、竹内委員、
秋元委員、田中委員
欠席委員 三原委員、平林委員
事務局 川名男女共同参画室長、中川主査
記 録 中川
傍聴者数 1名

会 議 内 容

- 1 開 会 川名男女共同参画室長
- 2 会長挨拶 男女共同参画推進懇話会会長
- 3 会議録署名人の選出 名簿順により坂本委員、竹内委員が選出された。
- 4 議題
(1)「地域防災計画への男女共同参画の視点について」
(事務局) 資料により説明
(A委員) 第2章の2の③にある「自分の身は自分で守る」自立した市民となるよう」の表現なのですがこれまでに使われている表現ですか。
(事務局) これは、前回会議で出た言葉を引用しています。
(A委員) 市の後期基本計画のパブリックコメントの中でも市民の役割として入っているのですが、市民にこうなさいという上から目線のように感じた。ですから、もう少し柔らかい表現の方がと思いました。
(B委員) 安全対策課が判断するのだから、このままでよいのでは。
(A委員) このまま安全対策課がこの表現を使うとしたら、一般の人の目に触れた時どうなのかと。
(会長) 「自分の身は自分で守る」という意味の中身はどういうことでしたか、委員の中で確認をしておく必要があるかと。例えば要介護者ですと、自分のことはどの程度守れるか、乳幼児だとか、それぞれ人によって条件や環境が異なってきますよね。「自分の身は自分で守る」と表現した時にどういう意味でこれを使って提言するかが大事になると思うのですが。
(C委員) 健常者を対象に考えている。障がいを持つ方や高齢者等助けなければならぬ人は助けていくのは当たり前のことで、自分のことを自分で守れる人は自分で守る、例えば自分の薬は自分で管理するというようなことをイメージしています。
(D委員) 私は広い範囲で、弱者でも要援護の登録をするということも、それも一つの自分の身を守るということだと思う。広い範囲ですべての者が出来る範囲で守る事と思っています。
(C委員) もちろん私もそうです。
(会長) 出来ない時にも、周辺に情報を伝えて支援を受けることも守ることになるということですね。
(C委員) 基本的に自分を守るということですね。特に健常者は強い認識を持ってほ

しいということ。後期基本計画のパブリックコメントではどう表現しているのですか。

(A委員) 後期基本計画のパブリックコメントはとても量が多く、その中で、目指すべき姿に市がやるべきこと、市民がやるべきこと、事業者がやるべきことという形になっていて、完全に市民がやることと言い切っていることが、気になって、それと同じようにこの案が書いてあったのでよけい気になってしまったのです。自立した市民にならなければならないということを上から言われているような印象に。私の感覚としては、例えば障がいを持っているならその中で震災が起きた時に自分はどのような準備をしていくか意識づけをしていく、実行していくにはどうしていけばいいのかというふうに思っていたので、この表現にひっかかってしまった。

(会長) 市の後期基本計画は、市がやること、市民がやること、事業者がやることの枠組みでパブリックコメントを出されていて、市民がやるべきことで何かご意見が出ているのですか。

(A委員) まだ10月末で締め切ったばかりで。たぶんそんなに意見は出ていないかと。

(事務局) 前回の会議の中で、「その人なりの自立の必要性を市民にいろいろなチャンスをつくって伝えていく」というようなお話があったのですが、そのような表現のほうがいいですか。

(A委員) 自助の努力をするとか、自助の意識の啓発とかそういった形の表現でもいいのかと。

(E委員) 「自分の身は自分で守る」というのは基本ですから。あとは「自助・共助・公助」と、3日間はなんとか自分で頑張ってくれと言われていることだから、このままでいいと。

(F委員) わかりやすい言葉で、私もこの言葉でいいのではと思います。

(G委員) 私もいいと思いますが、「自立した市民となるよう」がひっかかります。

(A委員) 自立した市民の意識を啓発するとか、自立できるように防災関係者以外に意識づけをするような形にするとか。

(会長) 「自分の身は自分で守ることができるような市民になる」とか。

(G委員) そのほうがいいですね。

(会長) では表記を工夫しましょうか。自助はやはり必要ということで。

(G委員) 「自分の身は自分で守ることができるような市民となるよう」として自立を伏せたほうがいいのでは。

(E委員) そのほうがいろいろと解釈できますよね。

(C委員) 私は自立したというのが大切だと思います。「自分の身は自分で守る」のは基本だと思うので、それを強く打ち出すのははっきりしていいのではと思います。

(会長) 「自分の身は自分で守る」という表現に関してはみなさんいいという事で、「自立した市民」の表現をこのままでいいというご意見と、「もう少し柔らかい表現に」という意見の2つがありますが、これは提言ですので、両論併記でもいいですかね。例えば「自立した」という表現と違った柔らかい表現がという意見もありましたという両方入れて、防災計画の改定を行う側でどちらが適切か判断を任せるといってもいいのでは。

(事務局) 意見として出すものであるのでいいかと思います。

(G委員) 併記でいいと思います。

(会長) では併記ということよろしいですか。

(委員了承)

- (G委員) 第3章の2の①の「避難所自主運営組織の責任ある立場に必ず女性が含まれるように明記すること。」を第2章3の①の避難所運営体制の整備の避難所開設・運営マニュアルに入れるべき項目に入れておくべきではないかと。マニュアルに入っていないと抜けてしまうと思うので。
- (A委員) 私はこの内容全部を避難所運営マニュアルのほうに入れていかないと、災害にあった時に使うのは、避難所運営マニュアルを使うことになると思うので、この中に盛り込まないと、こちらのほうが大事だと思う。内容をマニュアルに反映させておかないと。
- (会長) 具体的にどの内容を盛り込むのですか。
- (A委員) 例えば、第3章の①の避難所環境への配慮の中のDVカードの作成とか個人情報ルールの周知徹底とか、第2章の2の②などのところなどをマニュアルに反映させないと、肝心の災害時に抜けてしまうのではないかと思います。
- (会長) もともと、避難所運営マニュアルに対しての男女共同参画の視点を入れることは、計画を改定する担当は考慮して入れるということで、そのために今検討しているのですよね。ここで意見が出されたら避難所運営マニュアルに反映されるということですよね。ただ、取り立ててこのような具体的なことは確実に運営マニュアルに入れて下さいと強調するという方法もありますね。
- (C委員) 地域防災計画に基づいて運営マニュアルは作られるということで、総則にも男女共同参画の視点を入れるのであれば、それに基づいて当然避難所運営マニュアルにも取り入れられるであろうと期待するのですが。
- (G委員) 今回の資料で避難所運営マニュアルに入れる項目にあえて切ってあったので、そこだけを拾われてしまうと困ると思いました。この項目全体も避難所運営マニュアルにも入れて下さいとうたってあればいいかと。
- (会長) 総則に男女共同参画の視点を入れてあれば当然反映されるであろうと考えていいのか、むしろ強調しておいたほうがいいのか、どうでしょうね。
- (A委員) 現行の避難所運営マニュアルは案になっていますが、いつの時点のものなのか。今回の見直しで作られたものなのか。
- (事務局) 今回の見直しで作られたものではありません。震災前に作られたものです。
- (C委員) 避難所運営マニュアルもこれから改正されるということですよね。第1章に入れば、いいと思うのですが、弱いのですかね。
- (会長) 他市のことですが、男女共同参画の教員職員への研修をしてくださいということを毎年お願いして、言い続けて3年でようやくDV研修をしようとなった。なかなか実践されないという実態があります。意見を聞いてくれても実現されるまでに至らなかつたり大変である。そういう経験を何度もしているので、せっかく聞いてくれたのなら、具体的にきちんと入れて下さいといったことを示したほうがいいと思います。男女共同参画をやっている方はこれも入れなくては何とかがわかるが、そうでないと気付かないということもある。ですから、できれば明記したほうがいいと思います。
- (C委員) 総則で打ち出せば生かされると思っていましたが、会長のお話を聞いてそうではないと感じました。全部意見が通ると思っていましたが、そうでないとするならば、優先順位をつけたほうがいいのではとも考えました。でもこちらで勝手にしぼると、優先順位の高いものしか生かされないかとも思ったり。
- (会長) 優先順位はある程度つけたほうがやりやすいとは思いますが、どういうようにこの意見を渡すのか、防災会議に男女共同参画室長が出向いて行って、委員に説明し、委員に視点を理解してもらわないと、紙だけ渡すのなら優先の高いものしか見ないと思います。どう出すかによりますね。

(事務局) 防災会議にそのまま提出するものではなく、安全対策課に意見を出し、安全対策課がこの意見を受け、全体の改定を作成し、防災会議に諮るという形になります。地域防災計画全体のボリュームの中で入らないものもあると思いますが、取り入れられないものも、避難所運営マニュアルや例えば災害弱者の計画などに生かされていくのではないのかと思われまます。

(D委員) そうしますと、表現も変わってくるかもしれませんね。

(会長) 安全対策課で改定案を作ったものを、男女共同参画室で確認することはないのですか。

(事務局) そういう仕組みにはなっていません。

(G委員) 防災会議メンバーに男女共同参画室を入れろという要求をしている他の行政もあるそうです。

(会長) メンバーに入っているところもありますよね。

(G委員) 鎌ヶ谷市ですと部は入っていますが、男女共同参画室は部の下に入っているのですよね。

(会長) 事務局の案の形式で、先ほどC委員のお話があった優先順位をつけるとか、これは懇話会として入れてほしいという意見であるということと両論併記ということと、色分けをするのか、書き方を工夫しないといけないと思います。

(A委員) 第2章の3の①にある「避難所開設・運営マニュアルに入れるべき項目」がありますが、このような具体的な項目は、別途抽出して、必ず運営マニュアルで反映させてほしいという項目に入れるというのはいかがでしょうか。あと、第3章の3の①の避難環境への配慮のところなど。また、ボランティアにきた方のストーカーなどへの対策が抜けているようなので、入れたほうがいいのでは。

(事務局) ボランティアについては、第1章の2の②にあらゆる防災関係者の中に括っている形で入れています。強調するなら「含むボランティア」としましょうか。

(A委員) その方がいいと思います。実際に、避難所で中心的役割の人がわかっていないあるいは抜けてしまう場合があるので、わかるようにしておいた方がいいと思います。

(会長) 防災関係者はどういう者であるというのはどこかに明示されていますか。

(事務局) 後日確認します。明示されていないければ明示します。

(G委員) 災害弱者の明示と同じように記載されたほうがいいですね。

(会長) 避難所運営マニュアルは抽出して明記しましょうか。そうすると、文はすっきりしますね。

(A委員) 避難所運営マニュアルに反映されるべきことが、具体的に書かれ、わかりやすくなると思います。

(会長) G委員が話された避難所自主運営組織の責任ある立場には必ず女性が含まれるようにすることもトップに明記されるようにということですね。

(A委員) 先に話したボランティアに対するセクシュアルハラスメントが起こりうるということの配慮を避難所運営マニュアルに入れておくことが必要だと思います。男女共同参画をよくわからない人が避難所運営マニュアルを使うと考えたほうがいいので入れておくべきだと思います。

(会長) それも明記しますか。避難所運営マニュアルについては、男女共同参画の考え方があまり浸透していない環境などにおいて使われる場合が考えられるので男女共同参画の視点を強調して作成していただきたいということを付帯意見として入れましょう。

(D委員) 現計画の第1章第2部第2節の防災関係機関に男女共同参画室が入っていればいいのではと思いましたが。

- (事務局) ここは指定の公共機関で国の定めそのままに入っているところだと思います。
- (A委員) 防災関係機関の事務又は業務の大綱となっているので、そういう意味の団体が入っているのでは、ちょっと違ってくるのでは。
- (会長) 鎌ヶ谷市が入っているのでは、取り立てて入れるのは難しい。
- (G委員) 組織上で入れようとする、防災会議メンバーとか災害対策本部メンバーとかそんな形で入れているところもありますね。
- (事務局) 東日本大震災女性支援ネットワークが国・自治体の「防災計画」への提言で「自治体の男女共同参画担当部署ならびに、女性センター・男女共同参画センターを、災害支援の重要な部門・機関として防災計画に明確に位置づけ、その主たる業務についても明記すること。」としているので、この一文を入れるのはいかがでしょうか。
- (会長) それも付帯で入れましょうか。
- (A委員) 男女共同参画室の防災計画の位置づけはどうなっているのですか。
- (事務局) 現行計画では、市民生活部として物資支援を行うということが書かれており、細かなものは記載がありません。震災後に業務継続計画というものを出して、相談業務を最優先に確保するとはしています。
- (会長) 東日本大震災女性支援ネットワークの国・自治体の「防災計画」への提言で「自治体の男女共同参画担当部署ならびに、女性センター・男女共同参画センターを、災害支援の重要な部門・機関として防災計画に明確に位置づけ、その主たる業務についても明記すること。」のような文言を入れると、位置づけをはっきりしてもらえる可能性は高くなるかと。男女共同参画の視点でどんな業務が必要なのかを出していくことができますね。
- (事務局) そうですね。物資にしても女性のニーズに対応できます。
- (G委員) 名前が入れば特化された業務ができますね。
- (会長) 総則に入れることも大事ですが、計画の中に男女共同参画担当をしっかりと位置づけて、どんなことをするのかを明記することもとても大事。防災計画の策定プロセスや決定の場にも、必ず男女共同参画担当が入っていることを意見として出していきましょう。そうするといろいろなことが明確になる。
- (A委員) 避難所運営の運営開設が生涯学習部であるが、ここにも男女共同参画の視点が入っていないとちぐはぐになってしまうので、できればそういうことができる形にしておかないと。
- (会長) 位置づけて下さいというならば、全体に必ず入らざるを得なくなりますね。全てのことに、男女共同参画担当の目が入ることになりますね。
- (A委員) 地域防災計画の話ではないのですが、防災無線の防災放送の内容は変えられないでしょうか。
- (事務局) ご意見いただければ担当に伝えます。
- (A委員) 防災無線の内容が回覧で回ったが、防災の表現が外国人には伝わらない。例えば「高台に逃げて下さい」は伝わらないので「高いところに逃げて下さい」というような感じに優しい簡単な表現に変えていただければ。
- (事務局) 具体的な表現をいただければ。
- (A委員) 今わからないので文章を見せていただければ。
- (事務局) 防災担当からいただいております。
- (B委員) 無線の放送が割れて聞こえない。
- (事務局) 防災担当で無線の調整等行っています。聞こえない場合、同じ内容が電話で聞けます。
- (D委員) 私は、メールで確認しています。

*その他、意見なし。

○以上で会議は終了した。

会議録署名人の署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成24年11月30日

氏名 坂 本 健

氏名 竹 内 春 美